

市区町村子ども家庭総合拠点スタートアップマニュアル(暫定 6 版) 20190129

日本大学危機管理学部 (前文京区子ども家庭支援センター所長)

鈴木秀洋

目次	第1 はじめに	第2 マニュアルの使い方	第3 本編(要件・具体例・グレードアップ例)
	第4 拠点設置確認チェックリスト	第5 おわりに	(参考URL)

第1 はじめに

- ①平成 28 年児童福祉法等の改正により、自治体に「拠点」設置が義務付け (10 条の 2)
- ②国は 2022 年までに全市区町村に支援拠点を設置するとの方針
- (児童相談所中心主義 (点支援) から市区町村中心主義 (面支援) への幕開け)
- そのためのスタートアップマニュアル!

第2 マニュアルの使い方

1 このマニュアルの構成等

- ・ [構成・基準] 基本的には、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」の項目・内容による。
- ・ [具体例] 平成 29 年度研究成果・平成 30 年研究成果 (自治体現場の具体例) の盛り込み

2 このマニュアルの使い方

- (1) これから設置に向けた準備をする自治体→本編要件中心 (足りない部分の補充)
- (2) 既に機能を充足している自治体→本編グレードアップ事例中心 (更なる充実)
- (3) 簡便なチェックリスト
【Q】「拠点の機能について」簡便なチェック項目リストでチェック!
- (4) (参考) 都道府県による「市区町村への働きかけ」の例 (山口県・岡山県・静岡県・高知県・愛媛県・鳥取県・沖縄県・宮城県・福島県等)
→県主催の[市町への行政説明+支援拠点整備の講演会・意見交換会・アドバイス]

第3 本編 (拠点設置の要件・具体例・グレードアップ例)

【0】 拠点に関する自治体から寄せられる【主に3つの問い】と【回答】

問1	支援拠点「整備」とはどのような状態をいうのか?
回答	すべての子ども (と家庭及び妊産婦) 等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワークとして保有し、相談・ソーシャルワーク対応ができる組織・機能を構築している状態。
問2	支援拠点を整備するメリットはどこにあるのか?
回答	<ul style="list-style-type: none"> ① これまで基礎自治体の予算内でしか虐待対応の充実ができなかったが、国の補助金を活用し虐待対応組織の充実が図れた (その分他の施策に支出できた)。虐待対応専門人材が確保によりチームの他の担当者の物理的・精神的負担が減り、全体が安心して仕事ができるように。(千歳) ② 子どもの専門家の採用により専門的知見に基づく支援対応ができるようになってきた (松戸)

	③一人で対応していたことが、複数・組織で（補いながら）対応できるように（香南） ※全国的には未だ個人に迫う部分が多い。拠点：組織としての意思決定・組織責任を強調
問3	支援拠点整備に役立ったこと？
回答	①包括支援センター設置が先行し有資格者等もそろっていたので速やかに設置（千歳・岩国） ②地域の医師会、医療機関、弁護士等の協力（総社） ③市長のリーダーシップ（加賀市・杵築市・宗像市（子どもの命・権利擁護の意識）） ④国の人員配置基準が通知され、それに基づく自治体が要綱制定することで人事部署に人員確保を説明しやすくなった（藤枝）。／要綱明記して職員体制の維持拡充（岩国） ⑤法律による明記と国・都道府県からの繰り返しの働きかけ（設置自治体のほとんど） ⑥他自治体の具体例を聞くこと（機能の程度がわかる）

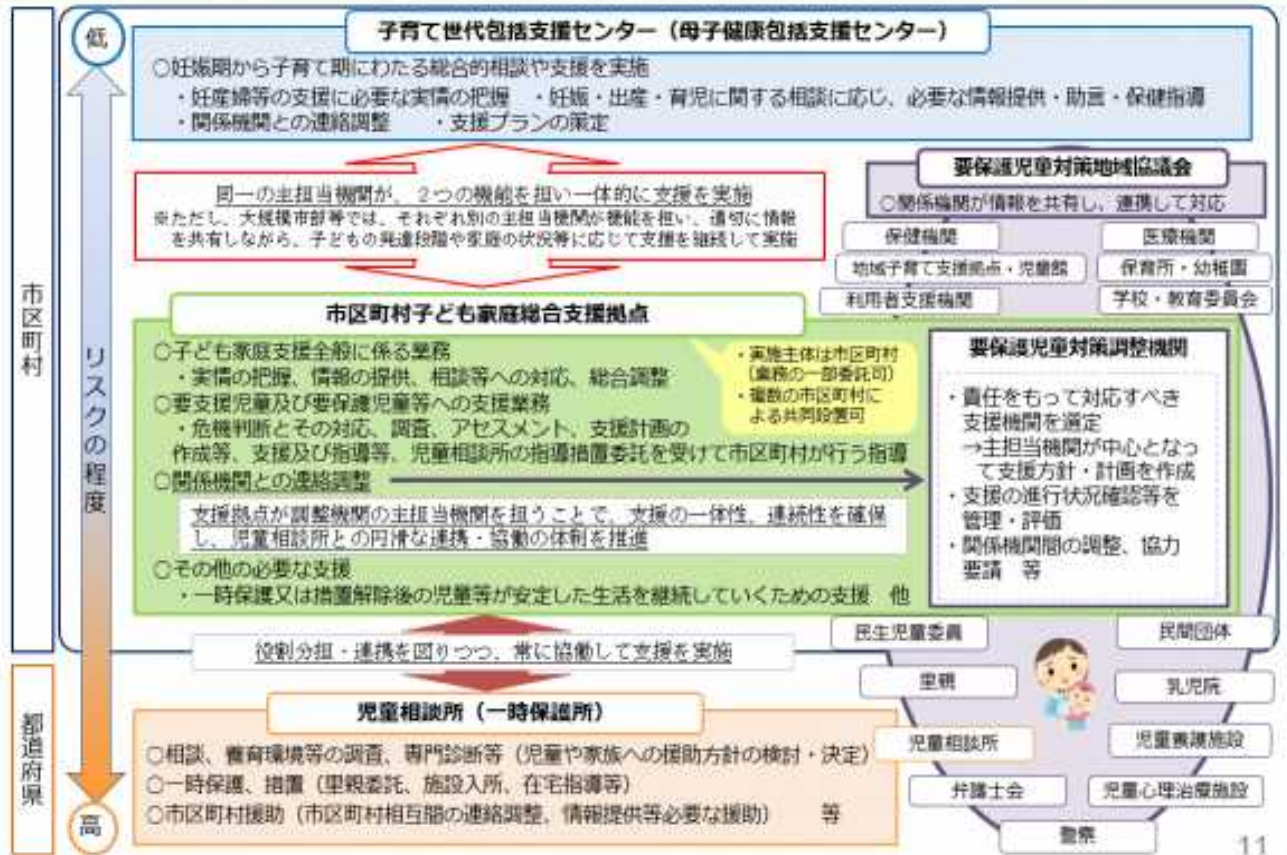
1 支援拠点の定義・意義・役割

- (1) 地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性もった機関
- (2) 地域の資源を有機的につなぐ役割（ソーシャルワーク機能・要対協の主担当機関としての役割）
- (3) 原則として18歳まで¹のすべての子ども（とその家庭及び妊産婦等）を継続的に支援（在宅支援）
（切れ目のない支援）→特に母子保健部門と子ども部門との一体性²の構築（ハード面・ソフト面）
- (4) 個人ではなく、チーム（組織）で支援する体制の構築 →※チームにするための国の補助金を積極活用

【注意！】拠点は児相とは役割が異なる。児相を設置したから拠点の機能を包含していることにはならない。

在宅・面支援であり、拠点設置（という土台）なしでの児相設置とならないよう（砂上の楼閣となる）。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



2 実施主体

(1) 【原則】 市区町村

要件（補助金交付・機能の必要条件とはされていない）	要綱等の具体例
条例・規則・要綱等による明確化が望ましい	岩国市、藤枝市、南房総市、千歳市、越前市等

※各自治体の要綱の例については 29 年度報告書参考資料参照

※【ワンポイントアドバイス】 自治体名〇〇（設置）要綱

1条 [目的]児童福祉法 10 条の 2 に基づき、支援拠点を整備することを目的とする。
2条 [所掌事務]所掌事務については
一 （後述支援拠点の 4 業務）
二
3条 [人的配置等]
4条 [事務局]

(2) 【例外的形態】 社会福祉法人等への一部委託など³（（例）福井市）

3 対象

地域内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とする。

4 業務内容

支援拠点が担う機能(役割)としては次の4つの業務がある。

次の4つの業務：下記図の「緑の部分」⁴

(1) 子ども家庭支援業務にかかる業務 (ア・イ・ウ・エ)	ア：実情の把握 イ：情報提供 ウ：相談等への対応 エ：総合調整
(2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務 (ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク)	ア：相談・通告の受付 イ：受理会議 (緊急受理会議) ウ：調査 エ：アセスメント オ：支援計画の作成等 カ：支援及び指導等 キ：児童記録表の作成 ク：支援の終結
(3) 関係機関との連絡調整 (ア・イ・ウ)	ア：要対協の活用 イ：児相との連携・協働 ウ：他の関係機関等との連携
(4) その他の必要な支援	里親支援等

※【当該資料に関する注意事項】

なお今回の研修資料として、研修時の意見交換の便宜のためにいくつかの自治体の担当者に協力してもらい自治体名付きで具体例等を掲載している。必ずしも当該自治体における公式見解として掲載しているものではないのでご了承ください(このままの形で自治体名を掲載して公開資料とはしない)。今後確定版においては、更に追加・修正を加えて精査した上で自治体名を掲載する予定である。

一つ目の業務としては、

(1) 子ども家庭支援業務にかかる業務(ア・イ・ウ・エ)

ア 実情の把握(要綱(1)①2頁)

	要件	具体例
理念・方針	養育環境全般について、家庭全体の問題として捉えること。	例えば、子どもだけ又は母親だけと接触して、家庭全体(同居の有無にかかわらず、祖父母や兄弟を含む(妙高))の背景や力学を見落とすことがないようにする。 ジェノグラムの利用、家庭関係家族状況を調査した上で、支援が必要な家庭か判断する。(越前)
把握の方法	関係機関等から必要な情報を収集すること。 情報収集には、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継	どのように情報収集を行うかについては、組織におけるマニュアル等を定めて共有しているか。 例えば、住民基本台帳の確認、所得状況(生活力)の確認(妙高)、保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等の在籍・状態確認、乳幼児健診の受診の有無(発達の状態

	続的に行う。	や養育者の状態(越前)等、要フォローの有無等、父母や祖父母の疾患の有無等(妙高)、こどもや家庭に関わる場合に、迅速かつ定型的に初期第一段階として確認しておくべき事項が組織で共有されているか。
留意事項	保育所・幼稚園、学校等に在籍していない子どもや「居住実態が把握できない児童」の把握に努める。	居住実態が把握できない児童に関しては、毎年の厚労省・文科省による全国調査が行われているが、その情報の取り方や自らの組織でどこまでを行い、警察に依頼するか等、調査手続が定められているか。 特に乳幼児健診等未受診の子ども注意(妙高) 家族のダイナミズムやパワーバランスを理解し、支援の継続を前提とした調査方法を選定しているか(大田)

更なるグレードアップ

初動調査は担当者だけではなく複数名で系統的に同時調査を行うと、記録の随時作成と調査時間の短縮が可能になる。(大田)

イ 情報の提供(要綱(1)②2頁)

	要件	具体例
理念・方針	(子どもとその家庭に)利用しやすい社会資源に関する情報提供と、かつ、その提供の仕方を工夫すること。	子どもの年齢や発達段階、発達の特性等を理解した上で、子どもや家庭に受け入れられやすい形に情報を加工し、提供しているか。 例えば、口頭よりも文書や図画が有効である人には、その方式で情報提供を行う。 ・情報を得ることも重要(地域の見立て・支援を行うために、児相から情報・記録等を積極的に受ける姿勢も大切)。
留意事項	個人情報の関係機関への提供方法に注意	適切な共有範囲の設定 ・関係機関への情報提供の手法については事前に詳細な取り決めをしておく。扱う情報はセンシティブ情報であり、関係機関の構成員すべてが情報にアクセスできる状態は好ましくない。 ・逆に医療機関が守秘義務を根拠に提供しないことも多々あるので働きかけ必要。

更なるグレードアップ

・相談受付啓発として「とよた急病・子育てコール 24」(コールセンターが医療機関に関する相談対応だけでなく子育て相談も受け付ける)の周知のために小学1年から中学3年対象のポスター作品募集など(豊田)
・外国語にもできる限り対応する。タブレットの使用など(文京)、「みんなとKIDS」英語版、中国語版、ハング

<p>ル版(港)</p> <p>・[情報提供](自治体の例)親子ふれあいサロンで保育士常駐相談対応(熱海)。市区町村などが発行している「たより」やチラシなどを手渡し、必要な個所にマーカーするなど、工夫した上で情報提供する(妙高)。子どもの成長とともに心構えや具体的対応掲載した親と子のあゆみ応援シート(1歳・3歳・5歳・小学校入学前)(枚方)。出産・子育て応援メール(港)</p>
--

ウ 相談等への対応(要綱(1)③2頁)

	要件	具体例
理念・方針	相談対応の場合には常に <u>子どもの権利保障</u> という目的を意識すること	支援方針や支援計画を立てるとき、具体的支援に悩み又は意見が対立したとき、「子どもの権利利益の向上」になる方法を選択しようとしているか検証。 保護者との関係構築に重点を置きすぎない。
対象範囲 対象期間	(i)相談の種類は、一般子育てに関する相談から子ども虐待等に関する相談まで全般(縦軸) (ii)妊娠期(胎児期)から子どもの自立(原則18歳まで)に至るまでの相談全般(横軸)	一般子育てに関する相談から子ども虐待等に関する相談まで、また妊娠期(胎児期)から子どもの自立に至るまでの相談全般を受けられる人的体制・能力を支援拠点チーム全体で有しているか(非常勤職員の雇用や専門的な他の機関との密接な連携による穴埋めができているか。
相談体制	相談を受けやすい体制や遅滞なく適切に対応する体制を整備	相談には複数人数で対応する。主担当とコーディネーターなど(文京)。 場合によっては変更、継続について協議を行うことができているか。 相談間隔の長短について拠点チームで検証しているか 相談を受けやすい体制として担当者とのマッチングを考える。場合によっては担当の変更等柔軟に行う。
相談時の視点	相談者のニーズを把握し、それに応じたカウンセリング等の支援、子ども・子育て支援施策に係る市区町村事業の活用	相談者のニーズにあったメニューの提供等支援ができているか(気持ちを受け止める必要がある場合、継続的に通ってもらう必要がある場合、育児等の技術アドバイスが必要な場合、自治体のサービス提供が必要な場合など)。
関係機関の活用	関係機関との密接連携の必要、妊娠相談や子育て支援などを行う民間団体等の社会資源の活用、学齢期の子どもへの対応ではいじめ等の問題への取組や特別支援教育等の教育関連施策との連携、妊娠期(胎児期)から子どもの自立ま	<u>母子保健施策、障害児・者支援施策</u> に係る市区町村事業の活用、 <u>生活保護や高齢者等の福祉施策との連携、民生委員・児童委員(主任児童委員)等</u> 庁内又は民間の関係機関は常に頭に入っているか。より多様な社会的資源の利用により一つの機関の凸凹を埋めて、子どもや家庭のニーズに応じていく体制を作っていく(変更にいく)ことができているか。

	でに関わる社会資源の活用)	ケース会議の利用が有効。例えば、児童家庭センターとの連携ができていないか。民間団体などのインフォーマルな社会資源に関する情報の更新を意識する。(越前) 社会資源のハード面よりも人的資源といったソフト面の情報把握が大切。(文京)
虐待対応の役割分担	虐待通告及び関係機関等からの情報提供を受け「総合調整」を行う。 児童相談所との連携・支援(送致・通知(法 26 条 1 項③、⑤、⑧))を行う	どのような場合に児童相談所に連絡し、支援の援助を受けるのか、送致を行うのかについてルールを定めておく。 ・心理判定や医療的見立て、法的見立てにおける援助など ・一時保護が必要であるとの見立て共有

更なるグレードアップ

<p>①一般の子育て相談には、育児や子どもの発達への不安なども含むこと留意 (妙高)</p> <p>②いじめ・不登校・ひきこもり相談への対応も含まれる (妙高)</p> <p>③虐待対応ですぐに介入する場合と、一般的な育児相談・子育て等では関わり方が異なってくるので、初期の危険に関するアセスメントは重要(防止センタ)。</p> <p>④[個別の相談対応]相談に留まらず、必要に応じて同行する。また相談窓口への同行や、行政手続やサービス利用のための手続をともに行う(文京)</p> <p>⑤相談対応充実のために 相談対応能力向上のために非常勤職員も含めて研修参加を推進。研修参加状況：H29：61回98延人、H30：65回95延人(児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金、子ども・子育て支援交付金等を活用)(藤枝)</p> <p>⑥市の責任体制が明確になっているかの検証は必要(越前)</p>
--

エ 総合調整(要綱(1)④3頁)

	要件	具体例
理念・方針	常に子どもの権利が守られていること	受理支援会議等で行った見立てを随時評価し見立て直しを行っているか。見守りの名の下に初期評価が放置されていないか ⁵ 。
最善の方法	個々のニーズ・家庭の状況等に 応じた最善の方法を選択する。	定型的に注意喚起や見守り等の対応が行われているか。当該ケースの背景・特殊性について調査が行われているか。
繋ぐ支援	自らの組織における支援と関係機関等との連携・地域社会資源の活用を有機的に繋ぐ調整による包括的な支援。	関係機関間の得意分野・苦手分野を把握して連携や社会資源を時系列で組み合わせることができているか。 ・要対協の利用 ・必要によっては、関係機関と連携して地域の実情に合わせた支援メニューを作る。 ／把握した地域の子育てニーズを関係機関へフィードバック

		クする。/相談者の声を地域全体の子育て支援へ反映する意識を持つ(文京)
責任分担の司令塔	支援拠点が中核となり、関係機関による ① 役割分担 ② 支援の責任の明確化 →円滑なサービス提供を行う。	・支援拠点が、要対協等を利用して関係機関間の情報共有を行い、役割分担の指示を出しているか。 (情報共有を行い、役割分担を関係機関でともに考える。指示を出す→ともに考えるためのファシリテートの役割を担う関係機関それぞれが主体的に考えられるように仕掛ける司令塔となる) ・関係機関間の動きを総合的かつ随時把握できているか。 ・要対協の個別ケース会議等を随時行い適宜役割分担の変更を行いつつ対応していくことができているか。

更なるグレードアップ

<p>①専門性の強化</p> <p>②要対協を必要に応じ迅速かつ随時開催する義務があることを認識</p> <p>③個別検討会議を頻繁に開く(防止センター)</p> <p>④進行管理の徹底</p> <p>⑤-1 拠点と要対協との関係を十分理解</p> <p>⑤-2 市町＝拠点であり、拠点が実際の虐待対応(リスク評価・判断を含む)を行うものであり、要対協はその評価・判断を多機関で多角的に評価するための組織という役割分担を理解(静岡)</p> <p>⑥総合調整の具体例</p> <p>[藤枝例]健康管理システム共用による情報共有(虐待・母子保健・発達)を行っている。障害担当とのシステム共用を31年度開始予定(システム改修)。虐待部門に保健師を2名配置し、母子保健部門との連携を強化。虐待部門と教育部門が同一フロアにあり、相互の情報交換を行っている。生活困窮者自立相談支援機関(自立生活サポートセンター)が同一建物内(本庁内)にあり、相互の情報交換や相談案内を行っている。ひとり親支援部門が虐待担当と同一課内にあり、相互の情報交換を行っている。</p>

(2)要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務(ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク)

子ども家庭相談は主にア～クの流れとなっている。(各自治体やケースにより異なる⁶⁾)

※詳細は子ども虐待対応の手引き参照

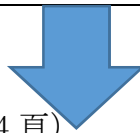
ア 相談・通告の受付(要綱(2)①4頁)

	要件	具体例
必要な情報収集	必要な情報の把握。必要に応じて指導・助言	いかなる情報を初期に収集できるか、ファーストコンタクトの重要性についてチームで認識がなされているか。話を引き出すための効果的な受付手法(※信頼関係作るために踏み込んで聞くなど)について研修等によりチームのレベルが保たれているか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付マニュアル 情報収集項目を組織で統一する ・虐待通告の意識を高めるため、子ども関係機関を定期的に訪問して虐待の通告等の流れを説明する。顔が見える関係を作っておくことが有効である。
--	--	---

更なるグレードアップ

<p>①相談についてはありのままを受け入れながら対応する</p> <p>②「通告」と「相談」については、その後の対応の流れが異なってくる点の組織内での共通理解と行動指針があるか(すぐ援助が必要か、どんな援助か等)</p> <p>③支援が必要か否かという観点が必要なのであり、要支援児童か要保護児童かの分類に拘泥するのは無意味である。</p> <p>④アウトリーチという点では、拠点担当者が健診会場に絵本をもって参加(山口市)</p> <p>⑤積極的に子ども関係機関・学校等に訪問して説明する機会を増やすことが重要(藤枝・文京)</p> <p>⑥個別支援が必要な子どもについて地域の医師会等との情報交換(練馬)</p>
--

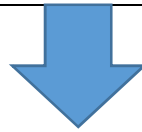


イ 受理会議(緊急受理会議) (要綱(2)②4 頁)

	要件	具体例
方針決定	当面の方針や主たる担当者、調査の範囲等の決定	受理会議で誰が何をどこまでやるのかについて具体的役割分担を決定しているか。
緊急受理会議	随時緊急受理会議を開催	<p>随時その場にいるメンバーで暫定的かつ迅速な緊急受理会議を行っているか(管理職の存在を待ってはいは遅い場合がある)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシートの活用(越前)。 ・欠席のメンバーに緊急受理会議の結果を伝えるようシステム化(妙高) ・管理職やチームリーダーの代行者を常に設定し緊急に対応できるか(大田)
児相送致の見立て	児童相談所へ送致すべきかの見立てと緊急の場合の送致	<p>支援拠点が継続的に対応すべき事案か否かの見立て判断、緊急時の迅速な児相送致の判断ができるか</p> <p>県作成の「市町村職員のための子ども虐待対応マニュアル」に沿った共通アセスメントシートを使用している。(藤枝・文京)</p> <p>虐待の受理の場合には、特に事案のリスク(緊急度、重症度)や安全確認(関係機関を含む直接目視、48時間以内)に重点をおく(静岡・文京)</p>

更なるグレードアップ

- ① 児相との間のリスク評価が共通であることで、同じテーブルで議論することができる。(相互理解)
- ② 児童相談所との共通の評価シート(共通リスクアセスシート)があるのであれば、その利用が有効(妙高)、果たしてそれが利用出来ているか確認(静岡)
- ② 注意! アセスメント(シート)は常に見直す必要があること、また過度に頼りすぎる危険については強調すぎることはない(基礎修得段階で有用であるにすぎない。)
- ④ [児相送致の見立て] 児相送致に関して、問題となるのは判断事実を正しく簡潔に説明しているかという点もある(大田)。



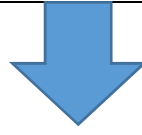
ウ 調査(要綱(2)③4 頁)

	要件	具体例
特に意識が必要なこと	(i) 子どもの安全に関する緊急度やリスク判断 (ii) 支援のためのニーズ把握	緊急・リスクの判断を正確かつ迅速に行う体制ができているか。誰がどのようにして初動リスク判定をなし得るのか。子ども(特定妊婦含む)(妙高)自身の現在の状況を正確に把握し、子どもが真に求めているニーズを探り、総合的な支援に結び付けることができるか。 ・傷あざの確認 現認(文京) ・特定妊婦の場合、家族の意向確認や医療機関との連携(妙高) ・主観的・客観的ニーズのバランスや優先度把握(大田)
関係機関に協力依頼	関係機関等に協力を求め、家庭の生活状況や得られた情報に関する事実把握	どの関係機関に調査をかけ、どのような情報を得ることができるか、地域資源への積極的アクセスができているか。
多角的な情報収集	子ども・保護者の状況、親子関係等の家庭環境、家庭とその支援体制の状況及び地域との関係等に関する情報、現状に至る経緯の把握等の調査	上記要件に掲げられている事項は、見立てを行うために必要な最低限収集すべき情報であり、誰でもが確認できるようになっているか。情報共有シートの項目としてチームで共有されているか。子どもと親の関係性のみならず、関係機関の職員と子ども・親の関係性も把握する。対象ケースにとっての支援のキーパーソンを把握する(文京)

更なるグレードアップ

[関係機関に協力依頼] 「要支援児童等の情報に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

て」(雇児総発 1216 第2号)の別紙情報提供通知による情報収集を要対協に依頼することの検討必要(静岡)



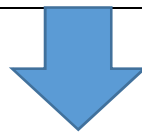
エ アセスメント(要綱(2)③ 4 頁)

※入口の危険判断時から支援の途中のどの段階でも、何度も行うものである。

	要件	具体例
理念・方針	調査情報を基に、家庭、子ども、保護者、妊婦、親子関係、地域との関係及び支援の状況等の <u>評価</u> を行うこと。	評価を行うためには事実の収集が前提となる。調査で収集した事実が漏れがないか、その事実の整理をまず行う。評価の基準がチームで共有されているか。
緊急度評価・ニーズ把握・多角的アセス	子どもの心身の安全に関する緊急度とリスク及び子どもと家庭の <u>ニーズ</u> を的確に把握することはその後の対応に重要であり、支援計画の作成に資する総合的かつ複数の職員による多角的なアセスメントを行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 個人でなく複数で協議がされているか。 事実の評価、専門的知見を踏まえての評価となっているか(場合によって、医師、心理士、弁護士等の助言等が得られる体制になっているか。) 直ちに保護(介入)しなければならないのか、継続的支援を行っていく案件かの判断ができるか。
情報共有	必要に応じて、地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、 <u>情報</u> を共有すること。	必要に応じて、地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、情報を共有すること。できれば、個別ケース会議は数ヶ月後に再度行い、再度の情報共有とアセスメントの見直しをする。一回きりの個別ケース会議はあまり意味がない。2回やってこそ意味がある。(文京)

更なるグレードアップ

- ①何のためのアセスか。(危険判断のためか、継続的支援のためか)
- ②情報が入るたびに何度でも変更する。
- ③ 支援の種類を決めるために重要なアセスであることに常に意識する。
- ④[情報共有]「要支援児童等の情報に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(雇児総発 1216 第2号)の別紙情報提供通知による情報収集を要対協に依頼することを検討しているか。(静岡)
- ⑤4 か月半検診では拠点保育士が読み聞かせを行い親子の愛着形成の伝達、不参加者訪問による全数把握へ(加賀市)



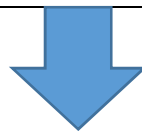
オ 支援計画の作成等(要綱(2) ⑤4 頁)

	要件	具体例
理念・方針	可能な限り子ども、保護者及び妊婦の意見や参加を求め、保護者に	子どもの意見を直接誰がどのように聞いたのか、それは子どもの真意と考えられるのか、検証しているか。

	左右されずに子どもの意見を聞く配慮が必要である。	
子どもの権利を守るための支援計画	関係機関等との連携を行い、子どもの権利を守るための支援方針・支援内容を具体的に実施していくための支援計画作成	支援計画のフォーマットを拠点で作成しているか。(※他の自治体の参考例提示) ・自治体の規模による形式でよい。
支援目標設定	作成に当たっては、上記アセスメントに基づき、問題に至ったプロセスを考え、それを改善するための支援目標を設定すること。	支援計画には、アセスメント結果と支援目標が設定されているか。
危機状況の想定と対応	支援計画を立てる際に、支援の過程で危機状態に至る可能性があることを常に念頭に置き、子どもの心身の安全が脅かされている、若しくはその可能性が高くなっている時の対応を定めておく必要がある。	子どもの心身の安全が急変・危険となることを念頭に対応しているか。その対応は誰がいつどのように行うのか決めているか。
進行目標管理と見直し	定期的(3か月に1回程度)にケースの変化や支援目標の到達状況を組織的に確認し、支援内容の見直しを行う。その時期も支援計画に定めておくことが望ましい。	状況に応じた支援内容の見直しのルールを定めているか、ルールが共有されているか。 ・モニタリングを繰り返し、状況変化に耐えうる柔軟な計画を立てているか。(なお、所内で担当者以外が情報を共有していることも大切)(大田)

更なるグレードアップ

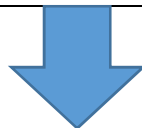
- ①支援については相手方の状態に合わせて方向を考え随時変更していく。
- ②(同意得られない)支援を有効に行うために、保護者に支援計画の説明をしない方が良い(同意が得られず等)場合には、関係機関間でその点の合意形成を図る必要がある。
- ③進行目標管理については要綱上三か月に一回程度とされているが、一か月に一回が望ましい。(妙高)
支援目標については、短期目標と中長期目標の2通り立てるのが望ましい。(妙高)
多くのケースに埋もれないよう、ケースの進捗の有無に関わらず定期的(一か月に一回程度)なケース管理会議を開催する。



カ 支援及び指導等(なお、例外的パターンである「指導措置委託」(注3参照⁸⁾)

	要件	具体例
理念・方針	支援計画に基づき、子ども、保護者、家族、周囲を含めた社会への支援(妊産婦の場合も、妊産婦本	本人だけでなく周囲への支援を忘れずに行っているか。そのためのジェノグラムや関係者関係図等を作成しているか。

	人・家族・周囲への支援)を行う。	
方法	電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援、関係機関と役割分担して行う支援、通所、訪問等の方法による継続的な養育支援やカウンセリング、ソーシャルワーク等	要件のとおり子どもや家庭のニーズに合わせた支援方法を選択しているか。ニーズの優先順位等を見立てているか。
支援に利用できる種類	①種類の把握 ②地域資源の活用・調整	行政の様々なサービスや地域の資源(例えば、在宅支援サービス(養育支援訪問事業、ショートステイ 事業、保育所、認定こども園等の一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、地域子育て支援拠点事業(越前)等)の提供や、障害児・者施策、生活困窮者施策、ひとり親支援施策等のサービスを活用。その他社会資源の活用。) (産前・産後サポート事業、産後ケア事業、法務少年サポートセンター、こども食堂等)(鳥取)を熟知し提供できているか。表にして一覧にして手交するなどの工夫をしているか。よい支援がなければつくる! 支援につなげるまでの支援が大切。(文京)
情報の記録(後述キ)	支援経過や関係機関間の情報のやり取りの記録作成、管理・保管	継続的かつ効果的支援のために記録をとっているか(形式は問わない)。
児童相談所と連携しての家庭復帰支援	施設入所等児童の家庭復帰支援の連携対応	家庭復帰後の地域資源を組み合わせるための児童相談所から情報を入手し協議を行い連携してコーディネートできているか。※児童相談所に求めることでもある。
さらなるグレードアップ		
<p>①地域のどこに問い合わせればよいのかガイドブックの作成や活用。</p> <p>②支援の流れの確認の重要性。(児童相談所が一方的に家庭復帰を決めてしまうことが実務上は行われているが、支援拠点の見立てを伝えて、子どものための環境を地域関係機関で整えるために、家庭復帰の時期等を調整交渉できることが望ましい。それだけの見立て力を拠点で磨けていけるとよい。)</p> <p>③また、見立ての違いは速やかに文書を作成して両機関が共有するとよい(大田)。</p>		



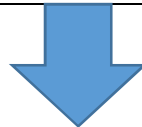
キ 児童記録票の作成

	要件	具体例
理念	支援拠点として適切な対応を行うため、ケースの概要や支援過程を	担当者の不在時の対応や異動の場合に対処できるようにケースの概要や支援過程が理解できるようになっ

	明らかにしておくこと。	ているか。
子ども単位	世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに児童記録票を作成し、管理・保管	子どもごとに児童記録票を作成し、管理・保管しているか。
妊婦	出生後に支援の必要が見込まれる場合は、受理段階で児童記録票を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、子どもが出生した段階で子どもに関する記録を加えること。	受理段階で児童記録票を作成し、妊婦自身に関する記録を残しているか。公的文書請求や自己情報開示に耐えうる正しい表現や客観的事実が記載されているか(大田)。 特別養子縁組制度の利用についても、出産(出生)に関する支援の1つとして、妊婦に提示すること。 その場合は、とくに、相談の経過について丁寧に記録する必要がある(静岡)。

さらなるグレードアップ

- ① 児童記録票に支援計画をつけておく
- ② 再発や次世代への連携の可能性があることから、電子データからは削除しない(妙高)。
- ③ 案件によっては世帯ごとなど工夫してもよいのではないか(妙高)。
- ④ 施設に入居している児童についての扱いについて児童相談所等と確認する。



ク 支援の終結

	要件	具体例
記録と理由 明記	理由を明確にし、記録に残しておく(日時、構成員、終結理由・根拠等)	終結の場合の終結理由は明確に記載する。不安材料が全くないことはありえないのであり、別につながることや再度関わることもあることからすれば、課題や懸念事項についても記載しておく。記録の保存年限は長期とするのが望ましい。
情報共有と 合意形成	関係機関には、終結の方針決定前に、担当者間で遅延なく連絡・協議する。	要保護児童対策地域協議会、関係者間の情報共有会議において、漏れなく報告する。終結後の事後連絡ではなく、事前に協議を行う。地域や機関の力に合った支援の限界を設定、協議し、日ごろ平均した終結が実行されているか(大田)。

さらなるグレードアップ

なぜ終結なのか、個人ではなく組織として説明できるか、決定についての情報共有徹底の仕組みがあるか。他の機関に引き継いだのであれば、受け手の認識との齟齬がないよう確認しているか。

(3)関係機関との連絡調整

ア 要保護児童対策地域協議会⁹の活用(要綱(2)①8頁)

※要対協の意義につきガイドライン 22 頁参照

※要保護児童対策議会設置・運営指針(平成 17 年 2 月 25 日雇児発 0225001 号参照)

※地域の関係機関をどのようにして見つけ、どうしたら連携できるのか。その具体が重要！

	要件	具体例
理念・方針	<p>①支援拠点が要対協の連絡調整を行う機関[要保護児童対策調整機関]を担う</p> <p>②関係機関の役割や責務を明確にし、調整し、地域の総合力を高める。</p>	<p>要対協を活用(要対協の 8 つの意義)ガイド 22 頁</p> <p>・早期発見、迅速な支援開始、関係機関の情報共有、役割分担の共通理解、それぞれの機関の責任体制、支援受ける側のメリット、機関間の限界・分かち合い</p> <p>→これらについての共通認識をもつ機会を有する。</p> <p>※要対協のネットワークには①作り込みのマネジメントと②運用のマネジメントの両面がある</p>
連絡調整	<p>支援拠点が要対協関係機関との間で情報交換・共有や支援内容の協議等連絡調整を密に行う調整機関(事務局)の役割を果たす。</p>	<p>単なる情報伝達の機会ではなく、個別ケースの見立てや評価、役割分担と行動の具体について話し合われているか。その司令塔としての役割を拠点が果たしているか。</p>
運営・マネジメント	<p>常に子どもの権利を意識したアセスメントや支援計画を共有し、すべての機関において、子どもの権利擁護の考えを浸透させ、それに基づく評価を行う。</p>	<p>子どもの権利を第一とした理念を共有できているか。常にかかる理念に立ち戻る会議指針を共有する工夫がなされているか。</p> <p>※<u>連携の具体的方法を学ぶことが必要(誰に連絡すればよいのかを知っていることの重要性)</u></p>

更なるグレードアップ

- ① 要対協の構成員のメンバーの選定、拡大・充実等について見直しを行っているか。
[具体例]子育て支援センター部門の参加(予定)(藤枝)、地域の弁護士加入により法的アドバイス有効(玉野市)、地域の大学病院、医師会、歯科医師会等と医療ネットワーク部会設置(文京)
- ② 要対協でどのような案件を扱い、何を決めるのかについて、要綱等で明確にしているか。
- ③ 要対協における関係機関のレベルアップや相互理解を進めているか。要対協主催による教育部門(生徒指導・養護等)との合同研修会の開催(藤枝)
- ④ 情報共有の範囲及び限界についても関係機関間で協議しているか。
- ④ 毎年、年度替わりには新構成員に対して機能の周知をするため、研修の定例化ができるとうい。(大田)
- ⑤ 拠点による要対協の動かし方の明確化。
- ⑥ [論点] 広げればよいのか?、民間を入れること、当事者を入れることの重要性?、守秘義務の範囲の検討がなされているか?

※[市町村虐待対応担当窓口等の状況調査](H29 年度) 全国で 106 市町村 114 か所に支援拠点が設置されており、設置運営要綱の基準を満たす支援拠点(66 市町村 67 か所)のうち、兼任する機関(役割)は要保護児童

対策調整機関が最も多く(67 か所、100%)、次いで家庭児童相談室(46 か所、68.7%)となっている。(厚労省)

イ 子育て世代包括支援センター(利用者支援事業(母子保健型))との関係

※ガイドライン 81 頁、要綱 8 頁

要件	具体例
<p>①【原則】子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、<u>同一の機関</u>が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、<u>一体的</u>に支援を実施することが求められる。</p> <p>②【例外(別の機関が機能を担う場合)】適切な情報共有、子どもの発達段階・家庭状況等に応じた連携対応。継続支援が行える体制整備(漏れを防止のために担うべき機能を所掌事務等で明確化するなど)すること。</p>	<p>下記①～④を総合考慮して一体性が確保されているかが判断される。</p> <p>① ハード面:同一建物・同一窓口 ② ソフト面:指揮命令系統の統一 ③ 法制面:内部要綱・要領等で一体化について明記すること ④ 情報面:情報共有の定式化</p> <p>例えば、月に2回以上ケース会議を行いケース共有(その後の役割分担)等の定めを設けている。</p>

更なるグレードアップ

- ①中規模・大規模型においては、組織の分化がされており、基本的には同一機関が担うとの制度設計は難しいという声が多くある。では、どうするのか。その場合には連携の具体を工夫し制度化しておくことが望ましい。その具体については29年度調査研究報告書及び30年度調査研究報告書に自治体例を掲載している。
- ②組織作りとしては、福祉が主体となる、母子保健が主体となる、教育が主体となるなど、様々な形があるが、どこが主体的な組織を作るにしても、3者の連携は不可欠である¹⁰。
- ③ 保健部門と子ども福祉部門の一体性
建物・窓口の面でも、また組織系統の面でも健康福祉部内の組織として一体化連携を図る例(加賀市)。
建物・窓口の面での一体性はないが、頻繁に行き来して連携を行っている例(山口市)など。
- ④某市では、支援拠点の部署が保健部門に虐待リスクの見立てなどを伝える研修を行い、母子保健と福祉部門(支援拠点)の結びつき、連携を深めようとしている。

ウ 児童相談所との連携、協働

※【重要な理解】 ・児相と支援拠点は上下関係でなく、また児相が支援拠点に指揮命令をする関係にあるものではない。 / ・児相のケース終結が即支援拠点での支援終結とはならない。支援拠点として地域で継続的支援する理由と手法がある。

	要件	具体例
理念と方針	個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を行う	連携の具体論を詰めているか。下記定期的な報告の機会を双方設定しているか。 要対協専門部会(月1回)において情報を共有している。また、必要に応じて個別ケースについて情報交換を行っている。

定例連絡調整	定例的に情報交換や連絡調整の機会を設け、日頃から良好なコミュニケーションを図る	案件の緊急度を見立てて連絡調整の日、次回日程を必ず決めているか。
主担当決め責任の所在	必ず主担当機関を定め、責任を明確にする。緊密な連携のもとに援助又は支援を行う(ケース対応に関する共通理解や問題認識の共有、円滑な情報共有)	どの機関が何をするかの具体論を決めているか。
見立ての見直し	ケース対応で相互の意見が違ったときに、ケースの客観的な見立ての見直しを行う。	当初から見立ての食い違いが生じることを想定して見直しの機会を設定しているか。 <u>地域への復帰などの場合</u> には、どの関係機関を支援機関とするかについても現状の子どもの様子を共有して決めているか。一時的に見立ての相違がある場合は、双方の立場で判断した安全最優先の支援を実行しながら、並行して協議をすすめているか(大田)
更なるグレードアップ		
<p>①情報の引継ぎの重要性を見相に伝え、その認識のもとで詳細かつ丁寧な地域での対応方針を共有しつつ、行動する。</p> <p>②虐待対応マニュアルの活用や連携技術研修を企画し、各機関に向けて講師派遣するとよい(大田)</p> <p>③[児相との役割分担と連携]児相との連携強化については、(措置解除前も含めて)実施できていないとの自治体が相当数の基礎自治体からあげられる。児相側からの一方的な連絡・方針伝達だけでなく、基礎自治体側の声を聞く機会を見相側が設ける必要がある。</p>		

エ 家庭児童相談室との関係

支援拠点は、福祉事務所の家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う既存の家庭児童相談室の機能を包含→家児相を核とした拠点整備が想定される((例) 山口市)。

オ その他地域の関係機関、地域における各種協議会等との連携

関連機関	<p>※具体的な機関としては次のような機関があげられる。</p> <p>子どもの権利を守るための支援業務を円滑かつ効率的に実施するために、保健所、市町村保健センター、民生委員・児童委員(主任児童委員)、教育委員会、学校、医療機関、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設・里親、養子縁組家庭、地域子ども・子育て支援事業実施機関、障害児・者相談支援事業所、障害児通所支援事業所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、警察、少年サポートセンター、子ども・若者支援地域協議会、(地域自立支援)協議会その他地域の関係機関、地域における各種協議会等</p>
留意事項	特に民間団体との間においては、協定を締結する等にして、個人情報の管理の徹底について意識しつつも、積極的な情報のやり取りを行うようにして支援の形の多様化を図っているか。

更なるグレードアップ

- ①開拓とネットワーク化¹¹
- ② 上記要件で掲げた関係機関の他に当該地域の子どもに関わる期間と積極的に連携を行っているか
- ③ 支援に必要なサービスについて児童福祉に携わる市民と合同で勉強会を行い、実施団体となるNPO 法人立ち上げを支援する（子ども育成支援事業）。また、社会福祉法人の社会貢献事業にメニューを提供する（子ども食堂等）（藤枝）。水道、新聞組合、東京ガス、地域NPO 団体との間でおせっかいネットワークを立ち上げて(要綱)、見守りと連絡会を設けている（文京）。
- ④ アートと福祉の連携の例／⑤障害児・者支援団体との連携／⑥ひとり親家庭支援団体との連携

(4)その他の必要な支援

	要件	具体例
①里親支援等	里親、養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭が、地域において社会的につながりを持ち、孤立しないために、支援拠点は、地域の社会資源の活用や、役所の手続が円滑に進むよう、児童相談所や関係機関と連携して必要な支援を行う。	・児童相談所から積極的に情報をもらい、地域での里親支援に繋げる。 [問題点]現状市町としては啓発が主である。
②解除後のアフターケア	子どもからの相談や定期的な訪問等	定期的な相談・訪問等を行っているか。
③非行相談	行動特性のアセスと子どもの生活関係のある場や機関との協働による孤立化防止のための支援	支援のための関係機関からの情報を求めているか。連携ができているか。
留意事項	措置解除前の重要事項 解除前に児童相談所と支援拠点並びに関係機関とで個別ケース検討会議を開催する必要がある。	個別ケース検討会議を開催しているか。

更なるグレードアップ

- ・支援拠点は、児童相談所が、解除前に支援拠点に十分な情報を提供しない場合、家庭復帰について協議を怠る場合には、積極的に求めていくことが必要となる。
- ・非行は家庭環境や虐待との因果関係に着目し、受理した種別にとらわれず総合的なアセスメントを丁寧に実施し、より効果の高い低年齢時の対応が望ましい。（大田）
- ・施設との連携

6 設置形態及び職員配置等

(1) **類型及び配置人員等** ※具体例は平成29年度及び30年度ヒアリング一覧参照(HP 随時更新)

	人口規模	子ども家庭支援員	心理担当支援員(非)	虐待対応専門員(非)	合計	具体例 ヒアリング市町村)

			(1名非常勤可)	常勤可)	常勤可)		(一部予定)
小規模型	小規模A型	児童人口概ね0.9万人未満(人口約5.6万人未満)	常時2名	—	—	常時2名	熱海市、玉野市、南房総市、香南市、いの町、涌谷町、三宅村、南風原町、千代田区等
	小規模B型	児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満(人口約5.6万人以上約11.3万人未満)	常時2名	—	常時1名	常時3名	加賀市、総社市、千歳市、宗像市、山口市、妙高市等
	小規模C型	児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満(人口約11.3万人以上約17万人未満)	常時2名	—	常時2名	常時4名	岩国市、大村市、海老名市、彦根市、相模原市、藤枝市等
中規模型		児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満(人口約17万人以上約45万人未満)	常時3名可	常時1名	常時2名	常時6名	福井市、豊橋市、枚方市、松戸市、明石、港区、相模原市、文京区等
大規模型		児童人口概ね7.2万人以上(人口約45万人以上)	常時5名	常時2名	常時4名	常時11名	豊田市、船橋市、大分市等

更なるグレードアップ
<p>①スーパーバイザー確保の重要性(文京区では、臨床心理資格者確保及びその後精神科医の確保によりケース対応が全く変わった。職員の負担も減った)。</p> <p>②児童相談所経験者のプラスの例(千歳市ではコーディネーターとして関係機関との交渉等で活躍。職員のよりどころもなる。)</p> <p>③虐待加算について</p>

(2) 主な職員

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員(※)を置くことができる。

調査・補助金等(厚労省)

- ① 平成29年度市町村虐待対応担当窓口等の状況調査によれば、設置運営要綱の基準を満たす支援拠点(66市町村67か所)において心理担当支援員は55人配置されており、常勤職員が28人(50.9%)、非常勤職員が27人(49.1%)。
- ② 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金における市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業の基礎単価の中で、心理担当支援員を含む主な職員の人件費等を補助しているほか、支援拠点の子ども家庭支援員のうち、常勤配置を必須としている職員の人件費は地方交付税措置が行われる予定なので要活用。

- ③ また、平成 31 年度より子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、これまでの運営費及び改修費等の補助に加え、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費などの補助を創設するので要検討。

※[自治体の工夫ポイント～事務処理対応職員との関係]

相談が親の昼休み休憩中や仕事終了後の夕方の時間帯に多いことからシステム入力等は事務職員に任せるなどの工夫(加賀市)

(3) 主な職務、資格等

職員¹²のそれぞれの主な職務、資格等については、次のとおりで詳細は設置要綱に定めるとおりである。

① 子ども家庭支援員(資格)

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等(要綱別表の1参照)

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修※を受けた者も認める。

② 心理担当支援員

大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③ 虐待対応専門員

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等(要綱別表の2参照)

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

(4) 上記職員確保のための具体策(人材育成含む。)

※子発 1221 第7号・平成 30 年 12 月 21 日付厚労省子ども家庭局長通知「「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に係る 2019 年度予算案及び地方財政措置について」の各種メニュー参照¹³

ア「厚生労働大臣が定める基準に適合する研修」の増加

※**児童福祉司任用前講習会**

【ポイント】都道府県による積極的な児童福祉司任用前研修等の実施

→市町職員の積極的参加働きかけが必要！

[課題]どこでやるか？いつやるか？連続でやるか？

(積極的研修:石川県、東京都)

イ 専門職の獲得が難しいことを前提に、工夫している自治体の例

(ア) 事務職等に対して、保育士資格取得を勧奨(補助)する自治体 (山口市、豊橋市)

(イ) 資格は有しているが実務経験がない、ブランクがあり働けていない人などへの働きかけ
(山口市)

ウ 要綱に定められている「子ども家庭支援員」「虐待対応専門員」の資格等該当者を人事課が抽出して、支援拠点となる子ども部門に異動させるなどを行い要件充足の工夫を行っている例

(教員資格者異動配置、保健師、看護師、保育士その他資格者等)

(南房総市、大村市、山口市)

[具体例]

上記のうち、山口市は積極的に「保育士資格応援講座」や「保育士再チャレンジ講座」を開催し、保

育士育成をしている。

更なるグレードアップ

「なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める」研修が行われていないため、早期に開催する必要がある（ただし、受講資格として家庭児童相談員経験年数等の制限は必要と考える。）との要望が出ている。

都道府県が、この研修を頻回に開催し、市町の人員体制構築を応援する必要があるだろう。

(5)運営方法等

地域の実情に応じた多様な運営方法等を工夫することができる。

- ア 要保護児童対策地域協議会の活用(前述)
- イ 子育て世代包括支援センター(利用者支援事業(母子保健型))との一体性(前述)
- ウ 利用者支援事業(基本型)との関係(前述4つの業務の(1)ウ相談対応に同じ)
一般子育てに関する相談などにも応じ、あらゆるサービスに有機的につないでいく役割を担う。

7 設置・器具

(1)設備等(標準)

相談室(相談の秘密が守られること)、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備

※一定の独立したスペースを確保が望ましい。ただし、既存活用実施可能

- ・相談室と相談室との間のマジックミラー(某市)
- ・執務室と親子交流スペースとの間のマジックミラー(文京区)

(2)器具等

記録や文書作成に必要な物品その他器具、調度品等を備えておく。

※文書記録の鍵のかかる書庫等への厳重な保管。廃棄する際にも、行政文書として適正な手続を経て、処分を行う。また、業務効率化のため、コンピューター等のOA機器の設置が望ましく、虐待相談・通告受付票等の相談記録等は電子ファイルとして整理を進めていくことが求められる。

8 留意事項

支援拠点運営のガイドラインとして、「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)(平成29年3月31日付け雇児発0331第47号本職通知)参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000336313.pdf>

第4 拠点設置確認チェックリスト

- 1 設置運営要綱の支援拠点の4業務について行っていますか。
 - ㉓ 子ども家庭支援全般に係る業務(実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整)

※それぞれ【要件】・【具体例】・【グレードアップ】

- ① 実情の把握
- ② 情報の提供
- ③ 相談等への対応
- ④ 総合調整

【yes , no 】

- (2) 要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）

※それぞれ【要件】・【具体例】・【グレードアップ】

- ① 相談・通告の受付（危機判断とその対応）
- ② 受理会議（緊急受理会議）（危機判断とその対応）
- ② 調査
- ③ アセスメント
- ④ 支援計画の作成等
- ⑤ 支援及び指導等
- ⑥ 都道府県(児童相談所)による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導

【yes , no 】

- (3) 関係機関との連絡調整（要保護児童対策地域協議会、児童相談所、各種協議会との連携）

※それぞれ【要件】・【具体例】・【グレードアップ】

- ① 要保護児童対策地域協議会
- ② 児童相談所
- ③ 各種協議会との連携

【yes , no 】

- (4) その他の必要な支援（解除前の関係機関との個別ケース検討会議の開催等、子どもや家族の定期訪問等、里親への支援）

※それぞれ【要件】・【具体例】・【グレードアップ】

- ① 解除前の関係機関との個別ケース検討会議の開催等
- ② 子どもや家族の定期訪問等
- ③ 里親への支援

【yes , no 】

- 2 支援拠点（法 10 条の 2）が、自治体の要綱等で明記されていますか。

→ （例）要綱、要領、処務規程、その他

【yes , no 】

3 保健部門と子ども福祉部門との一体性・連携は出来ていますか。

【yes, no】

※それぞれ【要件】・【具体例】・【グレードアップ】

- (例) ① ハード面 同一建物・同一窓口
 ② ソフト面 指揮命令系統の統一
 ③ 情報面 情報共有の定式化

↳ (例) [月に2回以上のケース会議・ケース共有する定めあり]
 [虐待担当が保健部門の情報を見ることができる]

4 人員配置基準の要件を充たしていますか。

【yes, no】

(1)児童人口に応じて配置【小規模A型・小規模B型・小規模C型・中規模型・大規模型】

(2)人員配置基準

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合 計
小規模型				
小規模A型	常時2名(1名は非常勤可)	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名(1名は非常勤可)	—	常時1名(非常勤可)	常時3名
小規模C型	常時2名(1名は非常勤可)	—	常時2名(非常勤可)	常時4名
中規模型	常時3名(1名は非常勤可)	常時1名(非常勤可)	常時2名(非常勤可)	常時6名
大規模型	常時5名(1名は非常勤可)	常時2名(非常勤可)	常時4名(非常勤可)	常時11名

5 業務遂行基準(1の(1)~(4)の業務について)

- (1) 児童相談所との間のケースの見立ての食い違いが起こらないような見立て評価シートの共有がなされている。(要対協を利用)
- (2) 一時保護処分をすべきかどうかの判断ができる(すなわち児童相談所の権限行使前までの活動ができる。拠点が手放す事案の見立てができる)
- (3) 要対協(地域資源)を使って、適宜関係機関間の役割分担を決めることができる。
- (4) 設備(相談室・親子交流スペース・事務室等)・器具(記録等を厳重保管できるもの等)の整備

第5 おわりに

スタートアップマニュアルについて、支援拠点設置運営要綱が求めている基準をまとめ、更に実際の自治体での運用例を参考に、具体例を示し、さらにスタート後のグレードアップを想定してコメントを付した。子どもの命を守るための拠点整備のために利用してほしい。

各自治体により現状が様々であることから、どこが足りないのか、どこを補充すればよいのか、また子ども現場担当者の課題か、自治体全体の制度設計の課題(事務・人材確保)かにより、制度開設までの道りは異なるろう。しかし、2020年までには全国で子どもを守るための体制が第一線で整えられるよう、

このマニュアルが役立つことを願う。

また、このマニュアルに併せて、支援拠点に詳しい研究者（鈴木、井上等）・実務者（拠点設置自治体担当者）とアドバイザーチーム体制を構築している（虐待防止室と協議中）併せて利用していただきたい。

【参考リンク先】

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000->

[Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161700.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161700.pdf)

鈴木秀洋研究室 <http://suzukihidehiro.com/>

¹ 自立援助ホームの場合、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者も対象

² 第1次から第13次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果【心中以外の虐待死 636例、678人】0歳児の割合は46.2%、中でも0日児の割合は18.3%。さらに、3歳児以下の割合は76.5%を占めている。

³ I【例外的形態（I）】一部を社会福祉法人等に委託

ア 要件

- ①委託先（社会福祉法人等）に適切かつ確実な業務遂行能力があること
- ②委託先が徹底した個人情報管理の体制整備を行っていること
- ③上記①②について自治体が十分な確認作業・認定を行っていること
- ④上記③を遂行するために条例・規則等を整備していること

イ 具体例（要綱の具体化）

- ① 委託先の社会福祉法人等の組織体制、指揮命令関係、財務・資産関係が明確かつ継続的であること（施設長は、子ども相談・ケースワーク歴が○年以上の経験を有すること等）
- ② 社会福祉法人等が他の事業を行っている場合等、その他の事業に個人情報が流れないようハード面・ソフト面の対策がとられていること、個人情報の扱いに関する厳格な定め及び罰則等の定めが存在すること等
- ③ 自治体が行うべきことと委託先が行う業務について、その内容と相談・ケースワークの流れとが明確に定められ、疑義がない又は疑義を解消するシステムが存在すること。／ケース移管や情報共有に関して、常時相互にボタンを渡しあえるシステムを構築していること、定期的ケース会議等が開かれ、PDCAのサイクルによる改善がなされるシステムとなっていること。
- ④委託先との連携不足は子どもの命に直結するものであり、委託に係る条例・規則等の法整備がなされていること、かつ、委託先との間で詳細な業務委託契約書等を締結していること

ウ 委託自治体の例

福井市が一部委託を行っている（後述参考情報添付）。

II【例外的形態（II）】複数の自治体による共同設置可能

ア 要件・具体例

小規模や児童人口が少ない市区町村において想定できる手法である。

※2018年12月現在では調査の限りではこの形態の具体例（利用）はない。

⁴ 藤枝市の支援拠点機能の基本的な考え方

支援拠点機能は、家庭児童相談室の機能を包含し、その機能を核として支援拠点として機能強化を図ったものとする。

主な機能強化施策としては、○要保護児童対策地域協議会（専門部会）の活用 ○母子健康包括支援センターとの連携 ○教育機関（小中学校・幼保園等）との連携 ○児童相談所との連携・協働 ○多機関連携 ○相談対応能力の向上等が

挙げられる。特に、支援拠点機能としては、資格要件を満たした専門職の確保が第一歩（厚生労働省による当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の早期開催が早道）であり、面談室等設備については同一建物内の共有面談室等の優先利用（利用簿管理等）で代用できると考える。その上で、他市町の機能強化施策事例を参考に、各市町に合わせた施策展開を行うことで、支援拠点機能として強化が図れるものとする。

⁵ 藤枝市では、処遇検討会議を週1回開催（虐待担当全員）

⁶ 南房総市の例

① ア：相談・通告の受付→初動協議→初期調査→イ：受理会議（緊急受理会議）

② ア：相談・通告の受付→初期調査（児童の目視確認や聞き取り等）→初動協議→イ：受理会議（緊急受理会議）

③ ア：相談・通告の受付→初動協議→初期調査・支援開始

⁷ 虐待通告による情報収集が円滑にできるようにするためには、特に子どもの状況を把握できる（子どもと家庭に接点がある）市内全ての小中学校、保育園、幼稚園、認定子ども園、子育て支援センター、放課後児童クラブに対して、通告と要対協機能について訪問説明し、担当者と顔の見える関係を構築しておく（藤枝・文京）。各保育園等において出前講座を開催し、園全体の意識を統一しておく（藤枝）。園長会・校長会等を利用して説明を行う（文京）。

⁸ 支援及び指導等（⑥）[例外指導措置委託パターン]

[都道府県(児童相談所)の指導措置について委託を受けて対応するもの]

(ア)要件

①【理念の確認】都道府県(児童相談所)の措置という行政処分を背景に市区町村(支援拠点)が行う在宅での継続的に寄り添い支援(市町村指導)

②【留意事項(i)】

児童福祉司指導という枠組みの中での委託。家庭を訪問し、家事援助等の支援や通所支援等の指導を実施する。児童相談所との情報共有・役割を明確にした協働支援計画作成・共有

③【留意事項(ii)】

頻回な児童相談所との情報共有による有効性の判断を行う。／当該支援等の趣旨徹底図るために児童相談所が当該家庭に対して当該措置に関する理解を促す対応を行うよう児童相談所と協議。／児童相談所の介入的な対応と並行して市区町村による支援等を行う。

④【留意事項(iii)】

当該措置の解除又は変更にあたっては、事前に都道府県(児童相談所)と市区町村(支援拠点)とが十分協議を行う。

(イ)具体例

指導委託は、児童相談所と市区町村の役割が交錯する制度であり、詳細な事前の取り決めが不可欠であること、及び状況変化に対しては直ちに協議を行うことについて、双方が十分な取り決めと納得をして行う必要があり、その点の協議が事前に行われているか。子ども及び保護者等との間に市区町村が指導委託を行うことについて、十分な理解がなされていることや市区町村との間に信頼関係が築かれているのかについて、その見立て評価が事前になされているか。

(ウ)更なるグレードアップ

①指導委託については、市区町村側にも難しい舵取りが求められる。児童相談所に適宜状況を伝え、場合によっては措置解除・変更を働きかける、積極的な見立てを伝えることが必要である。

②課題：現在ヒアリングを行っている中で、児相と市との間での指導委託の利用についてのコンセンサス（協議・合意）が十分なされていない状況であると認識している。ある自治体ではどんどん指導委託（と思われる案件）が一方向的に基礎自治体に委ねられるとの不満・不安、またある自治体では逆に全く指導委託についての依頼（意見交換）はないとの声も聞かれる。

9 「市区町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」21頁、56頁

10 母子保健部門と建物別、組織は微妙(虐待・子育て支援担当は健康福祉部、母子保健担当は健康福祉部 健やか推進局)であるが、要対協専門部会を虐待・DV部門と特定妊婦・要支援児部門で一体運営している(児童虐待・DV部会として運営)。／養育支援対象のアセスメント会議及び研修会を虐待担当と母子保健担当が合同で行っている。／児童課が虐待担当課の隣にあり保育園・子育て支援センター・放課後児童クラブ等子育て支援施策に係る情報交換を行っている。／また、子育て施策担当部署(虐待担当)が保健部門の情報を見ることができるようシステムとしている。健康管理システムにより虐待部門と保健部門が双方の情報を共有する(システムは、虐待・母子保健・発達支援にて共用)との例(藤枝市)

11新しい社会的養育ビジョン(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」平成29年8月2日とりまとめ公表)／都道府県社会的養育推進計画の策定要領(3. 都道府県推進計画の記載事項)(3)市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 ①【市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組】・子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー(ショートステイ、トワイライトステイ)の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。・子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画(都道府県の行う取組)を策定すること。②【児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組】・児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画(設置時期・設置する地域)を策定すること。

12 ※①～③再任用職員の活用(妙高)

13 「児童虐待防止対策研修事業(要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者研修)」のほか、次の①～④について、2019年度予算案に盛り込んでいるのでお知らせする。① 児童虐待防止対策研修事業(市町村向け研修会)【拡充】 子ども家庭総合支援拠点の設置促進や市町村職員の専門性の向上を図ることを目的とし、都道府県が実施する市町村向け研修会について、実施回数の増加を図るため、補助単価を拡充。(補助単価：年4回分→年12回分) 【補助基準額(案)】1か所当たり1,511千円 ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業<運営費補助>【拡充】 ○子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員のうち、常勤配置を必須としている職員の人件費は地方交付税措置が行われる予定。その他の子ども家庭総合支援拠点の運営に必要な費用として、非常勤職員の人件費等を補助。【補助基準額(案)】(直営の場合) 小規模A型(児童人口概ね0.9万人未満)：3,725千円 小規模B型(児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満)：9,502千円 小規模C型(児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満)：15,781千円 中規模型(児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満)：21,053千円 大規模型(児童人口概ね7.2万人以上)：39,057千円 ○上記に加え、子ども家庭総合支援拠点において、法的・医学的な知見を踏まえた対応ができるよう弁護士や医師等の嘱託費用の補助を創設。【補助基準額(案)】1か所当たり360千円 <開設準備経費>【新規】 子ども家庭総合支援拠点の開設に必要な改修費や開設準備期間における非常勤職員の人件費を補助。【補助基準額(案)】1か所当たり7,678千円 ③ 虐待・思春期問題情報研修センター事業【再掲・拡充】 児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修等を実施する研修センターについて、子どもの虹情報研修センター(横浜市)に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設けることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充。【実施主体】西日本で事業を適切に実施することができる自治体 【補助基準額(案)】72,944千円 【補助率】定額 ④ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 調整機関の職員や要保護児童対策地域協議会の構成員の専門性の向上を図るための研修受講費用等を補助。【補助基準額(案)】調整機関職員の専門性強化を図るための取組(受講人数×80千円)・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組(1市町村当たり660千円)／また、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに当たって、学識経験者等のアドバイザーが自治体に赴き、立ち上げ支援マニュアル等を活用した技術的助言を行う取組を開始する予定としている。各都道府県におかれては、主催する市町村向け研修会・説明会等の機会を通じて、積極的に本アドバイザー制度を活用していただくようお願いする。本アドバイザー制度の詳細については、後日改めてお知らせする。